日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014.12.11

No.14 -063

安全で明るい JAL

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

１０回目のカンパ 90 万円
原告団へ贈呈
三年間で総額 800 万円に

11 月 27 日、原告団の会議にお邪魔して、OB 乗員有志の会から第 10 次カンパ集計 90 万円を原告団へ手渡しました。今回のカンパ支援により 2011 年 3 月から始められた会員及び支援者の皆様から集められた支援カンパ寄贈総額は、800 万円となりました。

みなさま、ご協力頂きありがとうございます。

カンパ贈呈の模様

（写真　左から）

山口宏弥乗員原告団長、杉山陽子客室乗務員原告団事務局長、
片岡壮介 OB 乗員有志の会代表世話人

目録の贈呈にあたり、「OB 乗員有志の会」 片岡代表世話人 より以下の挨拶がありました。

『「ＯＢ乗員有志の会」より第10回目のカンパ集計額金90万円を贈呈致します。（本日迄に原告団口座に振り込みが完了しています）

今回のカンパにより総額は 800 万円となりました。この取り組みに参加した会員及び支援者そして団体は、現在総計 580 件を超えていることを合わせてお知らせ致します。

8 月 28 日行政訴訟裁判で勝利し、日航経営の不当労働行為が断罪されました。また、航空運送事業は、拡大基調に有り運航乗務員・客室乗務員は不足する状況です。一日も早くベテラン乗務員の復帰が、職場からも利用者国民からも待ち望まれています。最高裁で勝利判決を勝ち取る事は勿論、職場の団結と世界中の支援者と共に粘り強く取り組み、原告の皆さんの現職復帰を勝ち取りましょう。』

原告団よりの御礼状

後日原告団より、御礼状を頂きましたので、以下に全文を掲載いたします。

整理解雇撤回を支援する
日本航空 OB 乗員有志の会　様

カンパの御礼

日頃の JAL 不当解雇撤回裁判原告団へのご支援、誠にありがとうございます。また、この度も多額のカンパ（90 万円、累計 800 万円）をお寄せいただき、厚く御礼を申し上げます。

2010 年の 12 月 31 日に解雇されて丸 3 年 11 ヶ月が経ちました。私たち原告団は、東京地裁の不当判決を跳ね返すべく、東京高裁では「事実」を基に、縮小さ

れた事業計画に伴う人員体制が解雇前に超過達成されていたことや、数々の信義則違反の連鎖と不当労働行為による権利濫用の解雇には組合役員の排除と組合つぶしの狙いがあったことを証明してきました。ところが、6 月 3 日（客乗）と 5 日（乗員）に出された東京高裁の判決は、地裁判決を踏襲・補強し、管財人の判断と更生計画を働く者の権利（労働法）や人権（憲法）よりも上に置く極めて不当な判決でした。原告団は直ちに上告を決意し 6 月 17 日に乗員 64 名、客乗 71 名が上告および上告受理申し立てを行いました。乗員は第 1 小法廷、客乗は第 2 小法廷に係属されることとなりましたが、最高裁での審理は書面による審理が主で、いつ弁論が開かれるかも判らず、突然「棄却」「不受理」の通知が届くことも有り得る厳しく長い闘いとなります。

多くの労働争議で裁判所の判断が政治や行政、大企業・財界に従属するかのように、不当判決を繰り返す中では、数多くの署名提出や要請行動などを重ね、大きな世論で裁判所を包囲する取り組みが重要です。また、法廷での闘いだけでなく、職場の闘いが重要ですが、今年末闘争で JFU／CCU が高率で争議権を確立して要求の前進を勝ち取ったことは、経営に自主的判断による解決を迫る上での大きな展望となっています。

政治に目を向ければ、安倍政権は、雇用の規制緩和や集団的自衛権、消費税増税をはじめとする悪政をより一層進めようとしており、国民の批判に追いつめられる中で解散総選挙に打って出ました。私たちの不当解雇撤回の闘いは、全国の広範な労働者や市民の「解雇自由な社会を許さない」多くの闘いと連帯しながら進めてきましたが、こうした「雇用破壊を許さない」の一致点で多くの労働者・市民が共同して闘い、政治の流れを変えていくことが益々重要となってきています。

私たちが、今日まで、粘り強く闘いを継続させることができているのは、OB 乗員をはじめとする先輩の皆様方や、多くの労働組合、市民団体の物心両面の御支援によるものです。日本航空の現場で安全とサービスを守り、懸命に働く仲間のためにも、また日本社会の雇用破壊を許さないためにも、絶対に負けるわけにはいきません。原告団一同、不当解雇を撤回させ、職場に戻るまで、全力で闘って行く決意です。今後とも引き続きご支援とご協力をお願い致しまして、カンパの御礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

2014 年 11 月吉日

JAL 不当解雇撤回裁判原告団
乗員原告団長　山口　宏弥
客乗原告団長　内田　妙子

今後も
カンパ支援・最高裁への署名
取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

宣伝行動・各地集会：原告団HP日程参照

12月23日：文化のつどい「翼に憲法を」

最高裁への署名：リンク署名用紙

最高裁：期日は未定
乗員：最高裁第一小法廷
客室：最高裁第二小法廷